

## 令和 2 年環境省告示第 77 号に定める工作物

1	反応槽
2	加熱炉
3	ボイラー及び圧力容器
4	配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ※農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。
5	焼却設備
6	煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
7	貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
8	発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
9	変電設備
10	配電設備
11	送電設備(ケーブルを含む。)
12	トンネルの天井板 ※鉄道施設(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道設備を含む。)は含まない。
13	プラットホームの上家
14	遮音壁
15	軽量盛土保護パネル
16	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板